

令和3年6月28日
千葉県信用保証協会

緊急借換資金保証制度および緊急短期資金保証制度 の取扱期間の延長について

～最大12年の借換資金とスピード対応の短期資金で資金繰りをサポートします！～

令和2年2月14日より緊急短期資金保証制度の取扱いを、令和2年5月1日より緊急借換資金保証制度の取扱いを開始し、いずれも取扱期間を令和3年6月30日までとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による景気の先行き不透明な情勢を踏まえ、両制度の取扱期間を令和3年12月29日まで延長しました。

緊急借換資金保証制度は最大12年で既往借入金を借り換え、返済負担の軽減を図ることができる制度です。緊急短期資金保証制度は市町村が発行する認定書を不要とし、スピーディーに資金調達ができる制度です。

当協会は今後も、新型コロナウイルス感染症で事業活動に様々な影響を受ける中小企業・小規模事業者の皆様への支援を全力で行ってまいります。

記

1. 緊急借換資金保証制度について

制度名	緊急借換資金保証制度（新型コロナウイルス感染症）
対象者	最近3か月又は6か月の売上高が直近3年間のいずれかの同期比3%以上減少している方（最近1か月とその後2か月の見込みでも可）。
保証限度額	2億8千万円（無担保8千万円）
保証期間	12年以内（据置期間2年以内）
資金使途	運転資金（既往借入金の返済資金）
借換対象	既存の当協会の保証付融資（県・市町村制度除く） ※既往借入金に保証料相当分の上乗せは可能です。
返済方法	原則として、均等分割返済
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	0.45%～1.90%（財務内容により決定されます） ※有担保の場合は0.1%の割引があります。 ※会計参与設置会社の場合は0.1%の割引があります。
担保・保証人	原則、無担保／原則、法人代表者のみ
取扱期間	令和2年5月1日（金）～ <u>令和3年12月29日（水）当協会保証申込受付分まで</u>

（次葉に続く）

2. 緊急短期資金保証制度について

制度名	緊急短期資金保証制度（新型コロナウイルス感染症）
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により直接的、間接的に被害を受け、事業の継続に支障を来している中小企業者の方 ※申込金融機関において被害状況が確認できた法人または個人
保証限度額	直近決算の平均月商の1か月以内かつ1,000万円以内
保証期間	12か月以内（据置期間含む）
資金用途	運転資金
返済方法	一括返済または分割返済
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	0.45%～2.20% ※財務内容により決定されます。 ※会計参与設置会社の場合は0.1%の割引があります。
担保・保証人	原則、無担保／原則、法人代表者のみ
取扱期間	令和2年2月14日（金）～ 令和3年12月29日（水）当 協会保証申込受付分まで

※1および2について、お申込みに際しては、当協会所定の審査がございます。審査結果によっては、ご希望に添いかねる場合もありますので、ご了承ください。

3. ご相談にあたって

新型コロナウイルス感染症の影響による、その他必要な運転資金等のご相談も承りますので、下記のご相談窓口までお問合せください。

【ご相談窓口（資金繰り相談窓口）】

本店 TEL 043-221-8110

松戸支店 TEL 047-365-6007

以上

<p><お問い合わせ> 千葉県信用保証協会 業務統括課 江本・永野 TEL 043-221-8186</p>
--